

エコメールマガジン 2月5日

編集長 エコ保険函館(株)松浦則雄

記者エコスタッフ他部外応援団多数

《2006.2.5 待望のメルマガを創刊！》

猫も杓子もアイティ時代。我がエコ保険も、流行の半纏（はやりのはんてん）を身に纏い（まとい）、ご希望の皆様にもメルマガをお届けすることにしました。このたびリニューアルしたHP又はエコスタッフを通じて、皆様のアドレスを登録してください。

2006.2.5【豪雪被害がうなぎ上りにアップ】各地に大災害をもたらしている今年の豪雪で、保険会社各社の保険金が膨張中だ。家屋がつぶれたりマイカーの雪害事故で支払いが膨張。東京海上日動、損保ジャパンなど大手6社は1月末時点で100億円を上回り（過去最高水準）、雪害は春先になって請求が急増する可能性があるようで、最終的には数百億円規模の支払い見込みと言う。（大手損保＝日経記事抜粋）

2006.2.5【仮面うつ病の話し】日経1分間ドック

仮面うつ病は「気分が憂うつ」「不安だ」などの精神的症状が表に出ないので、一見病気の自覚ができない。しかし「頭痛や疲労感」といった身体的な症状と、体調が一向によくない人は「仮面うつ病」と言う病気の可能性がある。普通ならうつ病になる人が無理に感情を抑えて、病院でも深刻な顔をしてニコニコしている。このためうつ病ではないかと疑う人が少ないので錯覚する場合があるという。しかし「仕事や家事が辛い」「将来に希望が持てない」など心当たりがあれば、躊躇せず「精神科」「心療内科」を受診してみるのが良いという。抗うつ薬などで治療可能性があるという。

2006.2.5【得する？多額の医療費を税額控除できる】

病気やケガで多額の医療費支払いが生じた場合、「医療費控除」確定申告で節税できます。

昨年中に支払った医療費実額が 10 万円（所得金額が 200 万円未満の人は 5%相当額）を超えた分が対象。実際に支払った医療費から「社会保険から医療費を補てんした分を差し引いた残額」である実質負担額から 10 万円を控除した額に対して対応する税額を、すでに納税済の金額から控除できる制度が「医療費控除」です。

$$\boxed{\text{控除額 (200 万円が限度)}} = \boxed{\text{医療費の実質負担額}} - \boxed{\text{10 万円 (所得金額が 200 万円未満の場合はその 5\%)}}$$

申告して認定されると 1、2 ヶ月後に還付されるが、これはあくまでも所得税の分です。

実はこれに伴って「住民税」も自動的に安くなるのはあまり知られておりません。

2006.2.5【地震保険に加入しませんか？】

国内外で地震が頻発しております。新潟中越地震は記憶にまだ新しいはず。しかし世帯加入率は北海道が 17.1%で、6世帯に5世帯弱はまだ未加入です。地震保険は基本の「火災保険」の加入者でなければ、加入できません。しかもこの際「地震保険」に加入していなければ、たとえ火事になっても保険は出ません。「地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物または家財が損害を受けた場合」に保険金をお支払いします。地震保険のご契約金額（保険金額）は火災保険のご契約金額（保険金額）の 30～50%に相当する範囲内で、地震保険のご契約金額（保険金額）を定めていただきます。ただし、他の地震保険契約と合算して建物 5,000 万円、家財 1,000 万円が限度となります。保険料は北海道の場合には 1000 万円、年間 12000 円です。